

保護者・地域・関連機関との連携

地震は、災害の特性から学校（園）だけが被害を受けることは極めてまれであり、地域災害の様相が想定できる。したがって、児童等の安全を確保するため、保護者・地域・関係機関等と日ごろから十分な連携を図り、協力体制を築いておくことが大切である。

1 市町村等との連携

学校（園）は、県及び市町村やそれぞれの教育委員会と連携を密にして、日ごろからその管理体制を整えておくことが大切である。これらの行政機関はそれぞれの地域の特性から「地域防災計画」をたて、地域防災体制の組織を設置し、地域災害から住民を保護している。学校（園）もその一部として位置づけられ、災害が発生した場合にはその管理下に入る。したがって、学校（園）は「地域防災計画」を理解し、連絡調整が機能的になされることが必要である。

また、学校（園）は地域災害に際し、避難場所や備蓄用品の保管場所ともなる。このことを踏まえ、行政機関の計画内容を理解し、必要に応じてその指示を受け、防災管理が十分果たされるよう計画することが必要である。

2 警察署、消防署、保健所等との連携

学校（園）は警察署、消防署、保健所などの関係機関に連絡すべき事項、協力を要請する事項等をあらかじめ定めておく必要がある。例えば、避難所となる学校（園）までの避難経路の安全確保、急患・救急のための対応など、警察署、消防署、保健所への要請等について、事前に緊密な連携を図っておくことが必要である。

3 地域や保護者との連携

学校（園）は日ごろから、防災方針や計画について地域や保護者に連絡し、理解を求め、協力を得ることが大切である。例えば、災害発生時における学校（園）の措置、避難場所、学校防災管理・救急の体制、児童等を保護者へ引き渡す方法等をあらかじめ示し、協力を得るようにしておかなければならない。

4 学校（園）・家庭・地域社会・関係機関と連携した防災訓練等の実施

学校（園）は地域ぐるみの防災（避難）訓練に参加し、避難所運営に対する協力の在り方等、災害時の対応について訓練を積んでおくことが必要である。

また、震災を体験された方や災害ボランティア等に参加された方の講演会、消防署による応急処置講習会の実施等、各機関が連携を図りながら推進することが大切である。